

道修町三丁目町会所「諸事書上帳」第二冊の二

野 高 宏 之

家質奥印差配所は大坂町人の反対によって廃止される
ことが安永四年（一七七五）に決定した。廃止の条件と
して、差配所に代わり川浚冥加金を大坂三郷が上納する
ことになった。冥加金は九九五〇両であった。

大坂町奉行は、これまでの公役に準じ各町の役数に応
じて賦課する方式を示した。しかし江戸時代初めに定め
られた役数は十八世紀後半には町の実情とは合わなく
なっていた。そこで惣年寄は家屋敷の表間口の間数に
応じて割り当てる方式を提案した。まず各町で家屋敷売券
を調査し、その金額を基準に三郷全体の個別町を上中下
の三等級に区分する。この等級ごとに表間口一間あたり

の負担額を算出し徴収するという方式である。この惣年
寄案に対し、南組の菊屋町を含む宗旨組合は、売券の額
によって各町を三等級に区分する方式には賛成したが、
間数制ではなく坪数（敷地面積）に応じた負担額の算定
方法（坪割）を対案として示した。^①

川浚冥加金の賦課は二段階に分かれる。まず各町の負
担額を算出する（A）。次にAの金額を町内の戸別に割
り当てる（B）。この二段階の賦課方式については二つ
の解釈が示されている。

幸田成友は次のような解釈を示した。^②
A 売券高に応じて町の負担額を定める。

B家屋敷の表間口の間数に応じて負担額を定める。

これに対し乾宏己は二段階とも坪数に依りて負担額を定めると解釈している。^③

この解釈の違いについては検証が必要である。さいわいに川渡冥加金の割方に関して個別町が残した史料が二例確認できる。一つは北組に属する五幸町、^④もう一つは南組に属する初瀬町の史料である。^⑤

五幸町は東横堀川の東側の浜沿いに南北方向に展開する個別町である。北から順に順慶町筋、安堂寺町筋、塩町筋と、町内には東西に伸びる三本の街路が通じている。^⑥順慶町筋には東横堀川に架かる新町橋がある。この橋を渡ると新町の遊郭に通じる。また順慶町筋は堺筋から新町橋まで夜市で賑わう街路である。順慶町筋に面した辻は五幸町でもっとも人通りの多い地点であった。

五幸町に対しては「町々売券改」のうえ、冥加金として金一五両と銀四〇匁五分、銀に換算して約九四〇匁五分が割り当てられた。売券の額面一貫目につき銀一匁九分六厘という算定基準となる。ただし各町を上中下の三

等級に区分する調整は確認できない。この約九四〇匁余を各戸に割り当てるに際し、五幸町では町内の家屋敷を売券の金額に依りて三つに区分している。惣年寄が提案した、三郷全体の個別町を売券高によって上中下に区分するという方式を、町内の戸別に適用したと考えられる。三つの区分と負担額は次のとおりである。

①角屋敷A（順慶町筋に面した辻に立地）

一間口につき銀一〇匁五分八厘四毛

②角屋敷B（安堂寺町筋または塩町筋に面した辻に立地）

一間口につき銀七匁八分四厘

③中屋舗 一間口につき銀六匁二分七厘

町内で最も繁華な通りに面した角屋敷の負担額を最も高く設定し、安堂寺町や塩町の辻に立地する家屋敷とは差を設けている。さらに角屋敷以外の家屋敷の負担額を低く抑えている。このように五幸町では幸田説にそった賦課方式を採用している。ただし町内の戸別に賦課するとき、町内で定めた地価（予想売券額）によって家屋敷を三等級に区分し、この等級ごとに間口割の金額を定めて

いるのが幸田説にはない特徴である。

初瀬町も順慶町筋の街路沿いに展開する個別町である。初瀬町の史料にはまず各町の負担額の算定方式が示されている。それによると、川浚冥加金九九五〇両を金一両銀六十匁のレートで換算するとおよそ銀五九七貫目である。次に調査の結果、三郷全体の家屋敷間数が一一万二七五間四分、売券高は三〇万五二八七貫五〇〇目となった。冥加銀を惣売券高で割ると、売券一貫目につき銀一匁九分五厘六毛という値が得られる。町内の惣売券高にこの値を乗じた金額が、その町の負担額となる。次に初瀬町内の戸別の割り当てである。町内の惣坪高（総面積）から無役屋敷を引いた坪数一一三一・五三坪が初瀬町の坪数となる。次に順慶町筋に表間口がある堅町と、南北の街路に面して表間口がある横町に分け、一坪あたり堅町からは銀二分四厘、横町からは一分六厘を徴収するという方式を採用している。横町は堅町の三分の二の負担で済ませているのである。

このように、惣会所から初瀬町への割当額は売券高を

基準に算定している。その際、各町を上中下の三等級に区分する操作は確認されない。次に初瀬町が町内各戸に割り当てる金額は坪数を基準とするが、横町の家屋敷は堅町の家屋敷の三分の二の金額となるよう調整をおこなっている。

北組の五幸町、南組の初瀬町の事例から、川浚冥加金の割り当て方式について以下のことが明らかになった。

まず、町単位の負担額は家屋敷の売券を基準に算定している。この段階では五幸町も初瀬町も同じである。ちなみに全戸の売券が揃うことはあり得ないので、各町ごとに実際の売券を基準に、全戸について見込みの売券高（地価）を算定しているようである。また、惣年寄が提案したような、売券高に応じて三郷全体の町を上中下の三等級に分けるという操作はされていないようである。

しかし各町が戸別に負担額を算定する方式は両町で異なり、五幸町では間口割が、初瀬町では坪割が採用されている。さらに町内各戸を五幸町は三等級に、初瀬町は二等級に分けて負担額を調整していることが確認できる。

以上の検証により、川浚冥加金の賦課方式は、各町の負担額を決定する際には両町とも売券高を算定基準としている。次に町内戸別の負担額を決定する際には間口割と坪割という異なった方式がとられている。おそらく北組惣会所が間口割を、南組惣会所は坪割を採用したためと考えられる。またそれぞれの地域の実情に合わせ、町内でも負担額に差を設ける調整がなされている。

以上の検証の結果、川浚冥加金の賦課方法に関する幸田説と乾説はどちら正しく、どちらが誤りであるというものではなく、北組に関しては幸田説が正しいことが確認できた。一方、乾説は南組の戸別の負担額の算定方式としては正しいことが確認できた。しかし町単位の負担額を坪数で算定する事例は確認できなかった。

〔註〕

- ①大阪府立中之島図書館所蔵菊屋町文書六三「家質差配所差止に付冥加金上納」。乾宏己『なにわ大坂菊屋町』一〇八～一一〇頁 柳原書店 一九七七年
- ②幸田成友『江戸と大阪』六一頁 富山房 一九九五年
- ③『新修大阪市史』第四卷 二四七頁 一九九一年
- ④大阪市立大学学術情報センター所蔵日本経済資料 聚落五 安永五年「川浚冥加金割方仕様定」
- ⑤大阪市立大学学術情報センター所蔵日本経済資料 聚落三〇 安永四年「川浚冥加金割方帳」
- ⑥現在では順慶町通りのような「通り」呼称が一般化しているが、江戸時代大坂の街路呼称は「筋」であった。拙稿「近世大坂の言説に関する一考察」（奈良県立大学研究季報第二五巻第二号 二〇一五年）参照

凡 例

一、大阪府立中之島図書館が所蔵する道修町三丁目文書目録番号二七四「諸書上之控」一九冊の第二冊、安永五年「諸用書上帳」のうち、安永五年四月から同五月までの記事を収めた。

一、旧漢字は常用漢字に改めた。ただし、メ(貫)・メ(しめ)・カ(より)・躰(体)はそのまま使用した。
一、かな文字は現行のひらがな・カタカナに改めているが、江(へ)・而(て)・与(と)・者(は)・茂(も)などの助詞は原文のまま使用した。

一、翻刻史料には適宜、読点「、」と並列点「・」を付けた。

一、原文中の追記は翻刻史料では本文中に組み入れた。
一、表紙や貼紙であることを示すための編集上の注記は傍注として(表紙)、(貼紙)のように示した。

一、原文に墨消しなどで抹消された文字には取り消し線「□□□」を付けた。

一、判読が困難な文字は□で示し、推定可能な場合は右

側に傍注を付け、()に収めた。

一、筆者が加えた傍注には()を付け、原文と区別した。

一、文意が通じないが原文のままとしたものには傍注として(ママ)、疑念が残る場合は(カ)を付けた。

一、敬意を示す闕字と平出は一字あけとした。

一、原文の字句に付けた「*」は注記を付けたことを示す。注記する字句は【】で示し、一件ごとに末尾に配置した。

【翻刻】

申渡義有之間、明二日五ツ時^{*}丁々年寄印判可有持參候、
已上

四月朔日

北組惣会所^{*}

家質差配所^{*}奥印料去未七月切^⑧二取立、同八月^⑨之分御割
戻被仰付候

【五ツ時】およそ午前七時から九時

【丁々年寄】各町の町年寄

【印判】印鑑

【北組】大坂は北組、南組、天満組の三郷に分かれていた

【惣会所】大坂町奉行所とともに大坂の都市行政・司法をおこなう機関。三郷(北組・南組・天満組)の各郷に惣会所が置かれた。惣年寄や町惣代らが執務した。道修町三丁目町年寄が出向いたのは北組惣会所である

【家質差配所】家質奥印差配所。当初は「金銀貸附証文奥印差配所」として申請。明和五年歳末営業開始。家屋敷等を担保に融資を受ける際、この差配所に借用証文を提出し奥印を受けることが義務づけられた。差配所は奥印の手数料として銀高百匁につき貸し主から銀四分、借り主から銀六分ずつを徴

収した。

【奥印】書類の末尾に押印すること。ここでは家質奥印差配所が融資を保証することを示す。家質書入証文の契約時のほか返済期限の翌月にも奥印を受けることが義務づけられ、そのつど手数料が発生した

【七月切】七月期限

*北組惣会所が町年寄を集めたのは四月二日付の家質奥印差配所に関わる町触を通達するためであった(『大阪市史 第三』所収、触二九三二)

申渡義有之間、今八ツ時^{*}町々年寄印判可有之持參候、以上

申四月十一日

北組惣会所

覚

一日光 御社参^{*}二付明後十三日^⑩ 還御^{*}之御左右有之迄、
火之用心^⑪弥無^⑫油断^⑬自身番^⑭可仕候、惣而ものさ^⑮ハかしき
事無^⑯之様諸事相慎可申事
一夜中四ツ打門^{*}を立、通り候もの致吟味、不叶用事有之
而断^{*}申者ハ、自身番之者罷出承届、其上町送り^{*}可仕事

一若あやしき者有之候者早速召捕へ奉行所へ召連可罷出

候、たとひ捕違候とも其段ハ不苦候事

一明後十三日〆同廿一日迄惣而町方人集^{*}并諸開帳^{*}、所々

芝居辻打令停止候、且又遊樂所等穩便^{*}ニ可仕候

右之通三郷町中へ触知、急度可相守者也

申四月十一日

伊子^{*}

山城^{*}

北組

惣年寄^{*}

【今八ツ時】およそ午後二時から四時

【日光 御社参】徳川家康の命日である四月十七日を期して、
將軍が日光東照宮を参詣する行事

【還御】將軍が江戸城に戻ることに

【自身番】町人の役務のひとつ。町内を警備するため、当番で
詰所待機すること。大坂では歳末や穩便中など臨時におこ
なわれるため、自身番小屋は存在しない。町会所などが自身
番の詰所となる

【四ツ打】四ツ時（およそ午後九時〜十一時）を報せる時の鐘
を合図に

【門】町境に設置された木戸門

【断】「ことわり」。事情を説明すること

【町送り】「ちようおくり」。個別町の木戸門ごとに人物確認を
した上で通すこと

【町方】三郷。船場・島之内など町人の居住地域

【人集】集会を催すこと

【開帳】通常は非公開の本尊を寺社が一般公開すること

【芝居辻打】往來で狂言（歌舞伎）を興行すること

【遊樂所】遊郭など

【穩便】大きな音を出さず、静肅に過ごすこと

【伊子】大坂西町奉行 京極伊子守高主

【山城】大坂東町奉行 室賀山城守正之

【惣年寄】町人を代表して市制を担当する行政官。町奉行所お
よび惣会所で執務する

* 大坂の自身番は町木戸の開閉の番をしたようだ

* 鳴物停止や自身番の設置は貴人死亡時の忌中などに実施され
るものであり、將軍の日光東照宮参詣は、これに準じたもの
であることが確認できる

口上之覚

一自身番丁人自身罷出可申候、老人或ハ長病人名代^{*}之者
差出候ハ、慥成者差出可申候、勿論昼夜番所^{*}明申間

敷候、尤夜に入候ハ、立番相増可申候

一町により門無之所ハしまり□た^②ため、町境ニ立番相勤可申候、勿論あやしき者候ハ、召捕可申上候事

一町中ニ有之火細工致候者ハ急度火之元入念、勿論風吹候日者相止可申候

一明後十三日^①来ル廿一日迄、傾城町・諸茶屋商売ハ御差留不被遊候間、火之元之儀不及申、喧嘩口論無之様諸事致穩便相慎可申候

申四月十一日

【名代】「みょうだい」。代理

【番所】自身番所

【立番】自身番は町人自身が果たすべき義務であつたが、実際は立番、夜番の名目で番人を雇つた

【傾城町】遊郭。大坂では新町

【諸茶屋】芝居茶屋、水茶屋、揚屋。新地の茶屋（揚屋）は遊郭に準じた施設で茶立女を置くことが許可された

【不】『大阪市史 第三』補達一四九は「可」。補達一四九が正しければこの箇条は遊郭と諸茶屋に休業を命じる内容である。また「諸用書上帳」が正しければ遊郭と諸茶屋の営業をひとめている。後半の、火の元用心、穩便の指示から判断し

て、將軍の日光東照宮社参詣の期間中も、大坂では遊郭と諸茶屋は営業を認められた可能性が高い

*四月十一日にほぼ同内容の「覚」と「口上之覚」が出されている。

「覚」は町奉行が出す町触、「口上之覚」は惣年寄が町年寄らに口頭で伝えた惣年寄触と考えられる。『大阪市史 第三』は前者を「触」、後者を「補達」としている。

丁内自身番所辰巳屋善右衛門殿借受、十三日明六ツ時^{*}方家持・家守之内式人ツ、借家^{*}方壱人ツ、昼八家持式時代り借屋ハ一時代り、夜八家持半夜代り借屋式時代り定立番六人辻二式人ツ、下役^{*}自身番所相詰

【丁内】町内

【辰巳屋善右衛門】道修町薬種中買仲間。但馬問屋（安永版『難波丸綱目』）。この頃、家質の返済を滞納し係争中であり、家業の経営が不振であつた。

【明六ツ時】朝の六ツ時。およそ五時から七時。

【家持】自分名義の家屋敷を所有する者。町人

【家守】掛屋借屋の管理を代行する者。借屋の管理人

【一時】「いつとき」。約二時間

【下役】町代下役。町代を補佐する者

*大坂の自身番は常設ではない。水帳絵図にも自身番は見あらず、どのような空間であつたかは不明であつた。この覚書

から、道修町三丁目では随時、町内の家屋敷を借り受け、そこを仮設の自身番所としたことがわかる。

*道修町三丁目には辻が三方所あった。東西の道修町通りに直交する南北の筋が三本ある。東から中橋筋、梅檀木筋、井池筋である。この三つの交点が辻である。夜間は辻ごとに二人ずつ立番を置いたことがわかる。

同廿七日町々年寄惣会所江被招呼、左之通御口上ニ而被仰渡候、当廿一日 公方様^{*}還御被為遊候、末々迄不洩様恐悦可奉存候、依之自身番相休可申候事

【公方様】十代將軍、徳川家治

*『大阪市史 第三』によると四月二十七日に「公方様御機嫌能還御被為遊候ニ付、町々自身番御免之事」（達七三八）が出されている。四月十一日と同様、この日も町奉行触と惣年寄触の二つの町触が出された可能性がある。ここに記録されたのは惣年寄触であろう。

乍恐以書付奉願上候

道修町三丁目鍵屋平兵衛家守

平野屋佐兵衛

一御当地平野町式丁目鍵屋作兵衛借家河内屋伝兵衛与申

者式拾壹ヶ年以前子ノ年^{*}葉種御吟味之儀^{*}ニ付撰河内国

御払^{*}被為仰付候、右御掛り田中宇左衛門様^{*}ニ而御座候

処、十ヶ年以前亥年^{*}御赦免被為仰出候節、右伝兵衛弟

本天満町^{*}伏見屋久兵衛借家河内屋藤右衛門方御赦免奉

願上置候、然ル処此度御赦免^{*}被為仰出候処、右藤右衛

門義病死仕、私右伝兵衛従弟ニ而御座候ニ付、乍恐御

赦免御願奉申上候、何卒御慈悲之上、右御答御赦免被

為成下候ハ、広太之御救難有可奉存候、已上

安永五年申四月五日 平野屋佐兵衛

御奉行様 西

【書付】書類、文書

【式拾壹ヶ年以前子ノ年】宝暦六年

【葉種吟味之儀】宝暦六年に不正葉種の流通が問題となり唐物抜荷吟味がおこなわれた。翌年、道修町葉種中買仲間定行司の鍵屋伊兵衛・伏見屋吉兵衛・福島屋吉兵衛が仲間株を取りあげられる処分をうけた

【撰河内国御払】追放刑の一種。撰津国・河内国に居住すること、立ち寄ることが禁止される

【田中宇左衛門】東町奉行組与力。極印方

【十ヶ年以前亥年】明和四年

【本天満町】「もとてんまちよう」。現在の伏見町二丁目。伏見町は道修町の一本北側の街路

【此度御救免】將軍の日光東照宮社参にあわせて恩赦が計画された

中船場町大和屋喜兵衛支配借家大和屋又三郎親又兵衛并連印ヲ以南渡辺町中屋又兵衛与申者ノ銀高弍貫目先年借用仕有之候処、右古証文南瓦屋町植木屋吉助へ引受、

猶江戸表ニ願上候処、御当地ニ而右願人御吟味之上証文銀分欠所ニ被仰付、右銀高之内八百目又三郎へ去十二月

十五日上納被仰付候得共、又三郎身上不如意ニ付、同十六日母つやノ十ヶ年賦奉願上置候処、当申三月十四日

母つや病死ニ付、同十九日倅又三郎未拾六歳ニ付仕覚候商売も無之、勿論御上納手当も無御座候ニ付、又三郎家

内諸道具御取上被成下度旨、尤又三郎義御当地ニ諸親類も無之、河州若江郡西郡村百性市郎右衛門義従弟二而

右市郎兵衛方へ引越奉公稼ニ遣申度旨奉願上御聞届被成

下、則身上限り御取上、丁内家主御預ケ被仰付有之候事

承置候

【中船場町】「なかせんばまち」。道修町三丁目に所在する掛屋敷の家守を勤める大和屋喜兵衛の居町である。現在の淡路町四丁目。淡路町は道修町より二本南の街路

【支配】掛屋敷（借家）を管理すること。家守

【南渡辺町】「みなみわたなべちよう」。北組に所属。

【南瓦屋町】「みなみかわらやまち」。南組に所属。元、西高津村内にあった御用瓦師寺島藤右衛門の拝領地が大坂三郷に編入された

【植木屋吉助】植木屋は天満や郊外の城南地域に多かった。

【表】地名に「表」の字を付けて表記するのが一般的である

【欠所】闕所。家屋敷や家財諸道具を町奉行所が没収すること

【八百目】銀八百匁。銀六十匁を金一兩とすると約十三兩余り

【上納】八百匁は欠所銀なので、債権者への返済ではなく町奉行所に上納するのである

【身上不如意】経済状態がよくないこと

【西郡村】現八尾市内。幕府領

【奉公稼】他家に年季奉公に出て収入を得ること。年季奉公にあたっては実家（親）が請人（身元保証人）となって店（主人）との間で労働契約書（奉公人請状）を作成する必要があるが、又三郎の母（後家）にはその権限がないため、親類が請人となって奉公稼に出ることを考えたのであろう

【身上限り】身代限り。債務を返済させるために財産を没収す

ること

【御預ケ】領主にかわつて人や者を管理するよう指示されること。

乍恐口上

道修町三丁目

大和屋伊兵衛

病氣ニ付代与兵衛

一 田安様^{*}御領分撰州西成郡本庄村ニ御当地中舟場町大和

屋喜兵衛支配借家大和屋又三郎所持之田畑合式反四畝

三歩^{*}、右之内建家共為引当^{*}、本人并庄屋・年寄連印証

文ヲ以、去ル明和五年子四月銀七貫五百目之書入質物^{*}

ニ取置申候処、右利銀相滞候ニ付度々催促仕候得共、

又三郎身上不如意之由申之一向埒明不申、尤又三郎義

幼少ニ付母つや右田畑私方へ引取呉候様申候得共、何

卒外ニ望人可有之候ハ、其節相对可仕旨申遣置御座候、

然ル処年数相重候而も望人無之、当時滞利銀四貫六百

式拾目、元利合拾毫ノ八百式拾目相成御座候処、右大

和屋又三郎義当三月御上納銀不調達ニ付、所持之諸色^{*}

奉差上、当時右諸色ハ家主方へ御差置被為成、又三郎

義者親類共方々奉公稼ニ罷出候趣承奉驚、下ニ而可仕^{*}

様も無御座乍恐右之段奉申上候、何卒右田畑・建家共

私へ御渡為成候欵、証文表元利共右連印之庄屋・年寄

訳立被為^{*} 仰付被下候ハ、広太之御慈悲難有可奉存候、

以上

安永五年申四月

大和屋伊兵衛

代与兵衛

右之通奉願上候ニ付奥印仕候、以上

年寄

紙屋吉右衛門

御奉行様

【田安様】田安家。八代將軍徳川吉宗の次男宗武に始まる。御

三卿のひとつ

【本庄村】安永五年から田安家領。現東淀川区に所在

【式反四畝三歩】一反は十畝。一畝は三十歩（坪）。田一反で大

人一人が暮らすことができると言われている。

【引当】「ひきあて」。抵当、かた

【書入質物】抵当物件を設定して金銭を借りること

【当時】現在

【諸色】ここでは家財

【下二而可仕】当事者同士が協議して解決する。和解

【訳立】処理すること。ここでは大和屋又三郎の負債を肩代わりすること

乍恐口上

河州若江郡西郡村親類

市郎右衛門方二罷居

又三郎

一 田安様御領分撰州西成郡本庄村二私名前之建家付田畑
式反四畝三步御座候処、去ル明和五子年四月、右田畑
為引当元銀七貫五百目私并庄屋・年寄連印ヲ以道修町
三丁目大和屋伊兵衛方ニ借受申候処、私方身上不如
意ニ而利銀*等も滞、依之右田畑荒戻返済可仕奉存候処、
宜望人も無御座候ニ付、右銀主伊兵衛方へ引取呉候様、
其節私幼少ニ付母つや方段々相頼置候得者、右伊兵衛
方ニ而世話可仕義与奉存罷在候内年数相重、其上望人も
無御座、当時滞利銀元利合拾壹貫八百式拾目ニ相成
御座候処、私義去冬方御上納銀不調達ニ付、家内諸色

奉差上度奉願上、御聞届被為 成下難有奉存候、然ル

処此節大和屋伊兵衛方方右田畑書入証文銀訳立仕候様

私掛合候得共、元來私母つや相對仕置候処先達而病死

仕、私名前付ニ御座候得共利銀夥敷相高、当時売へき

少も無之、前書ニ申上候通、銀主伊兵衛方へ引取呉候

様乍恐被為 仰付被下候ハ、難有奉存候、先達而私家

内諸色御改之節此段可奉申上候処、心得違*重々不調法

無申披奉誤候、何卒御慈悲之上此段御免被為成下候様

乍恐奉願上候、以上

安永五年申四月

又三郎

御奉行様

【利銀】利子

【銀主】金銭を融資した者。貸主

【心得違】身体限りの処分が決定すると、債務者の財産処理は町奉行所が主導で執行される。したがって、自分名義の田畑を伊兵衛へ買い取りを依頼することは、町奉行所の強制執行を妨害する行為にあたるとみなされた

乍恐書付ヲ以奉願上候

中船場町大和屋喜兵衛支配借家

大和屋又三郎

一私義去未十二月十五日御召被為 成、田中屋又兵衛証
 文銀欠所ニ被為仰付候ニ付、銀高八百目上納被為仰付
 候処、身上不如意ニ付右銀子調達不仕候ニ付、私所持
 之諸色御取上被為成下右御上納御免被為成下候ハ、
 未若年二付仕覚之商売も無之候ニ付、河州若江郡西郡
 村從弟百性市郎右衛門方へ引越奉公稼ニ罷出申度旨、
 先月十九日奉願上御聞届被為成下、家内諸色御改候上
 御取上相成、則右家主丁内へ御預ケ被為 成置候、然
 ル処田安様御領分撰州西成郡本庄村ニ而私名前之建家
 付之畑地式反四畝三步所持仕候得共、九ヶ年以前子四
 月道修町三丁目右大和屋伊兵衛方へ銀高七貫五百目之
 質物ニ私并庄屋・年寄連印証文ヲ以右田畑・建家共為
 引当借受置候処、其後私義不如意故右利銀も調達難仕
 程之仕合ニ相成、勿論右畑地作り高ヲ以御年貢等相納
 候得者一向余慶も無御座候ニ付、右銀主伊兵衛方へ讓
 り受呉候様私母つやゝ相頼候得共、宜望人も有之候

ハ、其節如何様共可及相談旨申之候内、母つや義も病
 死仕候、依之先達而家内御改御節右之段可奉申上候処、
 私心付キ不申段重々不調法無申披奉誤候、右御上納銀
 八百目右大和屋伊兵衛方ニ而致借増上納可仕候間、先
 達而奉差上候諸色私へ被為 下置候様乍恐御頼奉申上
 候、何卒御慈悲之上此段御聞届被為成下候ハ、広太之
 御救難有仕合ニ可奉存候、以上

安永五年申四月七日

又三郎

家主

御奉行様

右願之通御聞届之上追而御呼出候上、右八百目上
 納仕候上諸色又三郎へ被為下置候、大塩政之丞様

【九ヶ年以前】明和五年

【仕合】「しあわせ」なりゆき、めぐりあわせ、始末

【余慶】「余計」の宛字

【大塩政之丞】東町奉行組与力。塩噌役

乍恐口上

道修町三丁目

辰巳屋善右衛門

病氣ニ付代

来ル廿二日ニ罷出候様被仰付、廿二日罷出候処家質

五八

銀御日切迄御引付ニ被仰付候

一淡路町^{*}老丁目加賀屋太右衛門家質利銀^{*}五百七拾目

九分一厘相滞り出入^{*}ニ付、私并請負人津村中之町^{*}上村

屋九兵衛家守平野屋伊兵衛兩人相手取、当正月廿一日

奉願上、同二月十八日対決^{*}之上六十日切被為仰付、今

日六十一日目ニ御座候処、右同人家質銀中拾^{*}目相滞

出入^{*}ニ付、去未十二月十八日私并五人組・年寄相手取

奉願上、則右同日方対決之上、百五十日切被為仰付置、

未右御日切中ニ御座候^{*}ニ付、此段乍恐書付ヲ以御断奉

申上候、以上

辰巳屋

安永五年申四月十九日

善右衛門

年寄

五人組

御奉行様 西

右双方申合、御当番所へ罷出候処、御社参中^{*}ニ付、

今年相撲勸進元小野川才助相撲興行ニ付、右札町々ニ而

【淡路町】道修町の二筋南に展開する東西の街路。一丁目は東横堀から西に展開する町

【家質】家屋敷を担保に融資を受けること

【出入】民事訴訟

【請負人】保証人

【津村中之町】「つむらなかのまち」。北組。瓦町通りの御堂筋以西に所在

【対決】原告と被告が町奉行所に出廷すること

【六十日切】六十日を期限とする債務の返済

【百五十日切】百五十日を期限とする債務の返済

【日切中】期限内

【当番所】町奉行所で諸届を受け付ける部署。与力・同心が当番制で執務する

【御社参】町奉行が川崎東照宮へ参詣すること。毎年四月と九月の二回行われた

【引付】ここでは返済期限を家質銀の返済期限にあわせること

* 当番月であっても町奉行が不在の時は、町奉行所の大門を閉め、当番所は窓口業務を停止する

世話致遣候様無^レ妨方^ニ御頼候趣勘定年番町へ^テ於惣会所
二内々有之、則丁内江式拾五枚持参仕候処、内五枚買取、
残差戻ス

【勸進元】興行主。五月、大坂で大相撲が興行された

【小野川才助】初代小野川。『撰津名所図会大成』巻之九上〔勸
進大相撲場〕において「大坂の頭取」として登場する

【勘定年番町】大坂三郷惣会所経費を監査するため年番でその
役割を担当する個別町

*小野川才助の養子となり、天明・寛政年間の江戸相撲で谷風
の好敵手となった小野川喜三郎は安永五年、大坂相撲で初土
俵を踏んでいる

町々丁代用事有之間、明十一日五ツ時印判可有持参候、
以上

五月十日

北組惣会所

右八川浚冥加金^{*}差紙御渡被成候、尤以来町々江相配り候
趣、物書中^ニ内意有之候

【川浚冥加金】は毎年二月、五月、十月に分納される

今十三日^ニ御用之金銀^{*}北組惣会所差置候二付、火之元入

念定番之外添番差出置候様可被申付候、上納相滞候者追
而可申達候、以上

五月十三日

北組

惣年寄中

年寄印形之廻状^{*}

【御用之金銀】各町から上納された川浚冥加金

【年寄印形之廻状】惣年寄が個別町の町年寄に伝達する触の一
種。町組を通じて廻状で伝わる。廻状を受け取った町年寄は
確認の印鑑を押して次の個別町に送る

*惣会所を警備するため、平時には「火之元入念定番」が置
かれていた。惣会所の物書の一人が惣会所守を勤めるので、
「定番」は惣会所守をさすのかもしれない。

道修町三丁目

置主^{*} 小西茂兵衛

置主 近江屋太右衛門^{*}

置主 紙屋吉右衛門

置主 加賀屋新右衛門

置主 紀伊国屋仁兵衛^{*}

置主 近江屋八右衛門

置主 浅井玄郁*

置主 吉文字屋みを

置主 亀屋小左衛門*

置主 若狭屋茂兵衛*

式口
置主 小西半兵衛*
銀主 炭屋善右衛門

右之者共家質書入等証文去未八月以来家質差配所奥印有之分奥印料割戻シ申付候間、質置主之者ハ銀主之者へ早々通達いたし、双方申合印形并家質証文一所ニ持參、明後十七日四ツ時右差配所へ可被罷出候、尤当人病氣ニ候ハ、代人可差出者也

申五月十五日 東番所*

右ハ差配所江罷出証文ヲ以相断候処、番付ニ而呼出割戻し銀受取、尤請取印形双方方仕候事

【置主】質置主。家質を担保に融資を受けた者。ここでは道修町三丁目の町人である

【近江屋太右衛門】薬種中買仲間。道修町二丁目、家持

【紀伊国屋仁兵衛】薬種中買仲間。道修町二丁目、借屋人

【浅井玄郁】医師。道修町三丁目、家持

【亀屋小左衛門】三度飛脚屋。道修町三丁目、家持

【若狭屋茂兵衛】薬種中買仲間。道修町三丁目、借屋人

【小西半兵衛】薬種中買仲間

【家質書入等証文】家屋敷・土蔵・納屋・諸株・髪結床を抵当とする借用証文。『大阪市史 第三』触二六二参照

【一所】「一緒」の宛字

【代人】代理人

【東番所】東町奉行所

【相断】届け出る

【番付】順番

*道修町三丁目では家持町人十六軒のうち六軒が家質等によつて融資を受けていた。ただし家質返済滞納で訴訟中の辰巳屋善右衛門は含まれていない

*家質差配所は家質等によつて金銭貸借契約を結んだ置主・銀主から、安永四年八月に手数料を徴収した。差配所廃止にもない手数料の返金手続きが実施されたのである

*この書式は大阪府立中之島図書館所蔵菊屋町文書六六「奥印割戻通知」と同じである。したがって、これは道修町三丁目に配布された奥印割戻通知を記録したものと考えられる。なお菊屋町には四月に通知が届いたが差し出しは道修町三丁目同様、東町奉行所である。このことから家質奥印割戻作業は

東町奉行所の担当であつたことが考えられる

当表ニ而正金銀錢繫商売之儀願人有之、去ル辰年ニ御札被成、十人兩替屋并金銀延商売会所矢野利右衛門も御答申上有之候、右ニ付猶又願人ノ委細別紙仕法書差出候、右願之儀ニ付当表ニ而金錢商売ニ携候もの并諸問屋等相糺、差支有無可申上旨被仰付候間、町々ニ而右商売躰之もの相糺、来ル十六日迄ニ宗旨組合連印ニ而返答可申出候、

但宗旨組合たりとも返答之趣意替り候ハ、別紙可申出候

乍恐書付ヲ以奉申上候

私奉願上候於大坂正金銀錢繫売買与申仕法之儀御尋
ニ付左ニ申上候

一大坂表諸問屋之者共者国々ノ入津之諸代口物引請、問屋・仲買江売捌、仲買之者ノ者所々江売渡候上ニ而代金取集問屋江勘定致、荷主々江仕切代金相渡候儀有之、

右之通問屋・仲買江売捌遣、仲買之者ノ代金勘定無之、内荷主帰帆、差急キ仕切代金請取度旨申之、或者為替金ニ取組差越候儀有之、為替金者何れも月限を極取組候儀ニ有之、縦者右代口物代金千兩ニ有之所、引受之問屋ニ有金五百兩有之、残金五百兩不足ニ候得者、其問屋へ兼而金子貸借致来候本兩替屋より借受候而代金都合致荷主江遣、或者取組越候為替金ニ相渡候義ニ有之、右不足金五百兩兩替屋ノ問屋江借受候節、日数三十日を限金子ニ而返済致候ハ、兩替屋仲間極之通、銀壹貫目ニ付利足一月ニ銀四分宛ニ有之ニ付、金五百兩之一日之利足銀拾貳匁ニ相当り、返済之日限十日限候得者五百兩之利足銀百貳拾匁相添、元利金返済致候儀ニ候得共、右代金仲買方Aノ銀子ニ而請取候義故、兩替屋ノ借受候五百兩之金子を銀子ニ而返済之極、前々ノ有来候同所北浜壹丁目兩替相場所へ日々兩度宛兩替屋仲間之者立合之上相定候当日之銀相場、縦者金壹兩ニ付六拾貳匁替ニ有之候得者、右之銀相場ニ而十日目ニ元利銀返済可致候文言ニ而証文差入、日数限り

元利銀返済受取候義ニ有之候得共、右五百両之内三百両ハ其両替屋方ニ有之、式百両不足之節ハ両替屋仲間内方借受問屋へ貸遣、十日目ニ問屋より請取候銀子ヲ以返済相成候ニ付、右銀相場之儀者借り入候当日之相場六拾式匁替ニて返済候も有之、又者十日目当日之銀相場ニ而返済致候共、右者相對ニ而極、相互ニ帳面ニ留置、極之通十日目ニ返済致候義ニ有之、右之通諸問屋江貸出候不足之金子両替屋仲間ニ而相互ニ貸借り致候儀を正金銀錢繋売買与前々方唱來候、本両替屋仲間而已ニ限り金銀錢貸借り致候ニ付、元手金手薄之者も取統両替商売相成、家業相統仕候義御座候、以上

月日

願人

本仲間両替*

南仲間両替*

三郷錢屋*

此分者夫々十人両替并行司等江も申聞有之候ニ付、返答ハ中間方可申出候、併町々ニ而行届候様、今日相見せ候書付之趣とくと可申聞候

【正金銀錢繋商売】正金銀錢は現金。正金銀商売は現金の融資。繋商売は本両替仲間が金銀を融資しあうこと。事実上の仲間内帳合売買。中川すがね『大坂両替商の金融と社会』七二頁 清文堂 二〇〇三年

【去ル辰年】安永元年

【御札】町人から新規事業の許可を求める申請があると、幕府は関連する団体などに支障が出ないかを確認する手続きをとった

【十人両替屋】十人両替。幕府が指定した大坂を代表する十人の両替商。本両替仲間を監督するほか、公金の出納など幕府の御用を引き受けた

【金銀延商売会所】金銀延商売会所。北浜一丁目浜にある金相場会所が正金取り引きによる金銀売買を行ったのに対し、仲買人を定めて印金または帳合金とよばれる延売買を行った。江戸駒込丸山新町家主の利右衛門が申請した。為替相場安定のため幕府は設立を許可した

【矢野利右衛門】江戸駒込丸山新町の住人

【金銭商売ニ携候もの】金相場会所と金銀延売買会所

【宗旨組合】惣会所から各町に通達を出すために、三郷ごとに通達町組合の制度を設けた。町組のひとつである宗旨組合の組織を準用した。道修町は道修町の通りに展開する六町（道修町一〜五丁目、古手町）が宗旨組合を組織した。

【替り】「変り」の宛字。他と異なる、以前と異なる

【大坂表諸問屋】ここでは国問屋、荷受問屋をさす。地方の荷

主から送られてきた商品を所有する蔵で保管し、買い手を見つくる（売支配）。売買成立時の手数料を収入とし、原則として商品は自己資金で購入しない

【代口物】「しろもの」。代口物、代物とも表記。商品

【問屋】「といや」。ここでは仕入問屋をさす

【仲買】「中買」とも記す。全国の買い手（問屋等）を代表して商品を調べ、品質を定め、相場を決める。自己資金で商品を購入し、地方の問屋等へ発送する

【仕切】「しきり」。取引の決算

【月限】「つきぎり」

【縦者】「たとえは」

【両】金貨の単位。一両はおよそ銀六十匁

【金子貸借】大坂の商人は店にある現金を両替商に預けておき、日常的に為替の発行等の便宜を受ける

【金子二而】銀での支払いに対して金で支払うこと

【利足】利息、利子

【仲間】株仲間を認められた同業者団体を「仲間」、非認可の団体を「渡世之者」と表記する。両替商には本両替仲間・南兩替仲間・三郷銭屋仲間の三団体があつた

【極】「きめ」。「決」の宛字

【匁】銀貨の単位。銀六十匁がおよそ金一両。銀千匁が銀一貫

【有来】「ありきたり」。以前から存在していることを示す

【両替相場所】金相場会所。北浜一丁目にある

【両度】二度

【申聞】「もうしきけ」。指示する、伝える

【中間】「仲間」の宛字

【取統】継続して、中断することなく

【本仲間両替】本両替仲間。金貨と銀貨の両替、為替の取り組み、金銭の貸し付けをおこなう

【南仲間両替】南両替仲間。銭両替を主とし、金銀貨幣も扱う

【三郷銭屋】三郷銭屋仲間。銭両替をおこなう業者

*『大阪市史 第三』補達一五〇

乍憚口上

一当表二而正金銀銭繫商売之儀願人有之、去辰年御札被成、十人両替屋并金銀延売買会所矢野利右衛門も御答申上有之候、右二付猶又願人委細別紙仕法書差出候、右願之儀二付当表二而金銭商売携候者并諸問屋等相札差支有無可申上旨被仰付奉畏、私共町々相札候処差支無御座候段、一統申之候二付、書付ヲ以申上候、以上

道修町壹丁目年寄

天野屋七郎兵衛

申五月十六日

同式丁目年寄

松本常安

同三丁目年寄

紙屋吉右衛門

同四丁目年寄

池田屋九右衛門

同五丁目年寄

布屋長右衛門

古手町年寄

住吉屋左兵衛

北組

惣御年寄中

乍憚口上

一 此度床髮結共困窮致候ニ付、牢御屋敷御用向も勤兼候趣、御歎奉申上候故、段々御糺被為遊候上、内々床髮結共借銀之儀者御沙汰不被及候得共、牢御屋敷床仲間人足入用高一ヶ月壹ノ三百目、右之分三郷町々并端々在領髮結共人数凡千百五拾人方壹人前壹匁五分宛差出

呉候様御願奉申上候ニ付、此段町髮結共へ為申聞、否

御答申上候様被仰渡奉畏候、依之私共町々髮結共へ申

聞候処、身薄者共之儀月々壹匁五分宛差出候義甚難洪

奉存候、乍然四ヶ年以前巳年書付ヲ以奉申上候通、一

ヶ月壹匁宛差出候義申上候得共、三郷町々并端々在領

髮結共平等ニ取集候得者、多人数之儀御座候故少ニ而

も減少仕候様奉存候、此段乍憚御糺被成候候ハ、難有

奉存候、何分先達而奉申上候通一人前壹匁余ハ難洪

ニ奉存候、勿論巳年御願奉申上候通向後床髮結手下与

申名目并内々ニ而渡置候紙札等相止メ、以来増銀等御

願不申上、三郷并端々在領共一烈ニ相定候上、其月方

町々丁代共方へ床仲間組頭共方請取ニ相廻り候様被為

仰付被下度、町髮結共一統申上候ニ付、此段乍憚書付

ヲ以申上候、以上

申五月十八日

惣御年寄中

右願書連印三十一町之内、浜町・津村東町・同中之

町・西之町・平野町三丁目・道修町三丁目・同四丁

目・同五丁目・伏見町*・呉服町*・上人町*・大豆葉

町*・大川町・七郎右衛門町*・壱丁目、右町々々寄連印

【床髮結】「とこかみゆい」。髮結は男性の月代を剃り、鬘を結う職業。「床」は仮設店舗であることを示す。床髮結は橋台や町辻など個別の町域外で床を出し客を待つ。明和元年、町髮結と近在の髮結を配下とするみかえりに無償で牢番を務めることになった。明和四年に株仲間認可をうける。安永二年、月極二匁の鑑札一〇〇枚を町奉行所が貸し出し、牢番費用にあてた。株仲間や床仲間の権利を抵当に金を借りることが可能であった

【牢御屋敷御用向】牢屋敷は町奉行所の未決囚を収監する施設。床髮結が昼夜交代で牢番を課せられた。これを「牢屋敷御用人足」と称した

【牢御屋敷床仲間人足】「牢屋敷御用人足」

【入用】「いりよう」または「にゅうよう」。経費、出費

【在領】村として把握された土地。在方。「三郷町々并端々在領」は「大坂三郷町続在領」とも表記する

【町髮結】町抱髮結。個別町が雇用する髮結。台箱を持ち町内の家をまわる。明和元年以後、床髮結の配下となる。

【身薄者】生活困窮者

【四ヶ年以前巳年】安永二年

【手下】「てか」。手下、下役

【紙札】営業を許可する鑑札に代わるもの。安永二年に始まる

一〇〇枚の鑑札をさすか

【浜町】「はままち」。北組。東横堀川の東側を淡路町から道頓堀辺まで南北に展開する町。もと七郎右衛門町の一部

【平野町三丁目】北組。道修町三丁目の南に隣接する

【伏見町】「ふしみまち」。北組。伏見町通りの梅檀木橋筋から心齋橋筋間に展開する町

【呉服町】「こふくまち」。北組。伏見町通りの心齋橋筋から西横堀間に展開する町

【上人町】「しょうにんまち」。北組。高麗橋通りの井池筋から淀屋橋筋間に展開する町

【大豆葉町】「まめのはちょう」。北組。高麗橋通りの御霊筋以西に展開する町

【大川町】「おおかわちょう」。北組。土佐堀川（大川）沿いの淀屋橋南側に展開する町

【七郎右衛門町壱丁目】「しちろうえもんちょう」。北組。一丁目と二丁目がある。西横堀川東側の浜町北側に展開

* 浜町以下の町内で床髮結が営業していたと考えられる。

覚

一当二月より同四月迄、拾壹品荷物船会所へ書出候外、他所他国舟二而江戸へ致直積候分、丁内吟味仕候処一切無御座候二付、書付ヲ以右御断申上候、以上

申五月廿日

道修町三丁目月行司

年寄

紙屋吉右衛門

北組

惣御年寄中

【拾壹品荷物】大坂から江戸に送る日常必需品。米・油・酒・醬油・酢・薪・魚油・塩・味噌・練綿・木綿をさす。三カ月ごとに数量を調査し大坂町奉行所に報告することが惣年寄の職務であった。十一品の調査は個別町が行い惣年寄中に報告された。

【船会所】廻船会所。海船を監督する役所

【直積】大坂を経由せず、地方から江戸に直接輸送する商品

当十三日^ろ御用之金惣会所ニ差置候ニ付火之元入念定番之外添番差出候様先達而申達候処、右今日上納相済候間、今晚^ろ添番ニ不及候、此段可被相心得候

五月廿二日

北組

惣年寄中

*五月十三日と同じく、廻状形式の惣年寄触である

一五月廿一日若狭屋茂兵衛^{*}差配所へ呼出、船越町^{*}通達
有之候事

【差配所】家質奥印差配所

【船越町】「ふなこしちょう」

*若狭屋茂兵衛は家質金融における銀主（債権者）である。若狭屋が家質差配所に呼ばれたことを船越町が報せた背景は不明である。若狭屋から融資を受けたと考えられる亀屋小左衛門は道修町三丁目の住人であるが、三度飛脚を家業とした。同業者に船越町の尾張屋惣左衛門がいるので、船越町は尾張屋を指すのかもしれない

乍恐口上

石川日向守殿蔵屋敷名代^{*}

道修町三丁目

紙屋吉右衛門

一石川日向守殿病氣之処去ル十三日被致死去候ニ付、乍恐此段書付ヲ以御断奉申上候、以上

安永五年申五月廿二日

紙屋吉右衛門

御奉行様

東地方牧野平左衛門様御聞届^{*}

【石川日向守】伊勢亀山藩主

【蔵屋敷】大名や旗本が設けた倉庫機能を兼ねた屋敷。年貢米や特産品の換金が必要な役割である。江戸の大名屋敷が幕府からの拝領地であるのに対し、大坂の蔵屋敷は町人からの借地が大半であった

【名代】蔵屋敷の名義人となった町人

【東地方】東町奉行所地方役。地方役は大坂三郷の水帳（土地台帳）を管理した

【牧野平左衛門】大坂東町奉行組与力

*大名が死去した報せを町人が町奉行に報告するものである。

届け先が地方役与力であることから推測すると、借地人（石川日向守）死亡による蔵屋敷の名義変更が必要であったための措置であろう

一 申五月晦日丁内八幡屋久右衛門支配借屋二罷在福島屋

平助義家内御改之上御預ケ中病死仕、御検使松浦助左衛門様・近藤文六様、右口書一件薬種御吟味御預ケ人

掛り控帳面二有之候事
但死骸取り片付、南浜村墓所也

【御預ケ】町預け。被疑者や参考人の身柄を町の責任で預かること。保釈中の町人の身柄を町内で責任をもって預かること

【検使】捨子や町預けなど、町中の責任で養育・監察中の者が死亡した場合、町奉行所同心の検使を受ける必要があった。

今回は東西の町奉行所から検使が派遣されている

【松浦助左衛門】西町奉行所同心

【近藤文六】東町奉行所同心、宗旨役

【口書】調書

【薬種御吟味御預ケ人掛り控帳面】安永元年の唐物密輸事件調査のため町預けとなった者を記録した簿冊が作成されていた

【死骸取り片付】牢死人の遺体は墓地に運ばれ、そこで遺族が引き取ったと思われる

【南浜村】大坂七墓墓地のひとつ

*安永元年十月、大坂の唐物問屋と薬種中買に唐紅毛抜荷取扱の禁止が通達され、西町奉行神谷大和守が不正唐物売買の取締を開始した。道修町三丁目からは福島屋平助、河内屋利兵衛、河内屋清兵衛、近江屋小兵衛、小西佐平次が町預けとなった。（道修町三丁目文書 安永四年「家持借家人別判形改帳」）

伝達することがあるので明二日五つ時に各町の年寄は印鑑持参で集まりなさい。以上。

四月朔日

北組惣会所

家質差配所奥印料の徴収は去年の七月までとする。八月分からは割戻しをおこなう。

伝達することがあるので今日の八つ時に各町の年寄は印鑑持参で集まりなさい。以上。

申年四月十一日

北組惣会所

覚

一つ、將軍の日光東照宮御参詣のため、明後十三日から江戸御帰着の沙汰があるまで、いっそう火の用心をこころがけて自身番を勤めなさい。何であれ騒がしい行

為をしないよう、静かに過ごすこと。

一つ、夜中四つ時の鐘を合図に木戸門を閉じなさい。やむをえない用事があり通行を願う者があれば、自身番の者が木戸門まで行き、身元をただし、事情を確認したうえで町送りとしなさい。

一つ、もし不審者があればただちに身柄を拘束し町奉行奉所まで連行しなさい。たとえ誤認による拘束であっても問題としない。

一つ、明後十三日から二十一日まで、何であれ町方で集會を開いたり芝居を興行したり大道で演芸をおこなう行為は禁止する。さらに遊郭などでは大きな音を出さず静かに過ごしなさい。

右の通り三郷町中へ触れ知らせ、箇条書の内容を遵守しなさい。

申年四月十一日

京極伊予守

室賀山城守

北組惣年寄

口上の覚

一つ、自身番には町人自身が出てきなさい。老人または長患いの病人が代理の者を出す場合は身元の確かな者を出しなさい。もちろん昼夜とも自身番所を無人にしてはいけない。夜間は立ち番を増員しなさい。

一つ、町により木戸門がない所は警備のため町境に立ち番を置きなさい。もちろん不審者がいたならば拘束して町奉行所まで報告しなさい。

一つ、町内で火を扱う職人は、かならず火の元の注意に念を入れること。風が吹いている日に仕事を休むのは当然である。

一つ、明後十三日から来たる二十一日まで、遊郭や諸茶屋は営業停止にはしないで、火の元の注意はいうまでもなく、喧嘩沙汰のないよう、静かに過ごしなさい。

申年四月十一日

た。十三日の明け六つ時から自身番を開始する。家持町人と家守から二人ずつ、借家人からは一人ずつが当番に出る。昼は家持は約四時間、借家人は約二時間で交代する。夜は家持は夜間の半分(約六時間)、借家人は約四時間交代と定める。立ち番の六人は辻ごとに二人ずつ置く。町代下役は自身番所に詰めること。

今月二十七日に各町の町年寄が惣会所へ集められ、次の触を口頭で指示された。

今月二十一日 將軍様が江戸城に帰着された。庶民末々までまことに喜ばしいことである。これにより、自身番は休むよう指示する。

おそれながら書面でお願い申し上げます

道修町三丁目にある鍵屋平兵衛名義の

家屋敷の家守 平野屋佐兵衛

町内の自身番所として辰巳屋善右衛門殿の家を借り受け

一つ、当地平野町二丁目にある鍵屋作兵衛名義の借家に

住む河内屋伝兵衛という者は、二十一年前の宝暦六年に薬種に関わる御取り調べの結果、撰津・河内西国からの追放の処分を受けました。この時の担当与力は田中宇左衛門様でございます。さて、十年前の明和四年に恩赦がありましたとき、伝兵衛の弟で本天満町の伏見屋久兵衛名義の借家に住む河内屋藤右衛門から恩赦をお願いしておりました。今回も恩赦がありますが、藤右衛門はすでに病死しております。そこで恐れ多いことでは有りますが、伝兵衛の従弟にあたります私から恩赦の願いを申し上げます。どうか御酌量いただき伝兵衛に対する追放刑を御許し下さいましたら、その寛容なご処置をありがたく存じます。以上です。

安永五年四月五日

平野屋佐兵衛

御奉行様 西

町内にある掛屋敷の内、中船場町に住む大和屋喜兵衛が

家守として管理する借家の住人大和屋又三郎の親又兵衛が保証人をたて、南渡辺町の住人田中屋又兵衛から銀二貫目を借用しておりました。この古い借用書を南瓦屋町の植木屋吉助が手に入れ、江戸で裁判をおこしました。

この件は大坂で原告を取り調べたのち、借用書に記載された金額分の財産没収の判決が出ました。右の金額のうち八百匁を去年十二月十五日までに上納するよう又三郎に対して指示がありました。しかしながら又三郎は経済状態がよくありません。そこで十六日に母つやが十年間の分割上納を願っていました。しかしこの母つやは今年三月十四日に病死しました。倅又三郎はまだ十六歳で家業も身につけておりません。当然ながら上納銀を支払うあてもありません。そこで上納銀にかえて又三郎の家財道具を没収していただきたいと同月十九日にお願ひ申し上げます。又三郎は当地に親類がありません。河内国若江郡西郡村の百姓市郎右衛門が従弟におります。この市郎兵衛のもとへ引越し、年季奉公をして収入を得たいこともあわせてお願いしました。いずれも御認めい

いただきました。身上限りで没収された家財は町内に住む家主に保管が指示されたと聞いております。

おそれながら口上

道修町三丁目

大和屋伊兵衛

病気のため代理与兵衛

一つ、大坂中船場町の住人大和屋喜兵衛が家守として管理する借家に住む大和屋又三郎名義の田畑が、田安様の御領地である撰津国西成郡本庄村に、合わせて二反四畝三步あります。去る明和五年四月、この田畑と建物を抵当として銀七貫五百匁を融資しました。その際、本人および保証人として庄屋・年寄が連名で署名捺印した借用証文を作成し、質草として私の手元に預かっておりました。この利子の支払いが滞りましたのでたびたび督促しました。しかし又三郎は経済状態がよくなないと弁解し、いっこうに返済のめどがたつていません。ちなみ

に幼少の又三郎に代わり母つやが「この田畑をあなたの方で買い取ってほしい」と言ってきました。それに對し「田畑を購入したいと希望する人が現れたとき相談しましょう」と返答しておきました。しかし年数がたつても希望者は現れません。現在、利子だけで銀四貫六百二十匁の返済が滞っています。元金と利息を合わせて十一貫八百二十匁になります。ところで大和屋又三郎は今年の三月に町奉行所への御上納銀を支払うことができず、その代わりに家財を納めています。この家財は現在、又三郎の家主が保管を命じられています。又三郎は親類方に身を寄せ、そこから年季奉公に出ると聞いて驚いています。当事者同士の話し合いで解決する方法がありません。ので、この一件についてお願い申し上げます。どうかこの田畑と家屋を私にお渡し下さい。あるいは借用証文にある元金と利息をあわせて肩代わりするよう、保証人である庄屋・年寄にお命じいただけましたら、そのご高配に感謝申し上げます。以上です。

安永五年四月

大和屋伊兵衛

右の通り願い出ましたので奥印します。以上です

町年寄 紙屋吉右衛門

御奉行様

おそれながら口上

河内国若江郡西郡村親類市郎右衛門
方に住居 又三郎

一つ、田安様の御領地である撰津国西成郡本庄村に私名義で家屋付きの田畑が二反四畝三步あります。去る明和五年四月、私と保証人の庄屋・年寄が署名捺印した証文を作成し、この田畑を抵当に元銀七貫五百匁を道修町三丁目の大和屋伊兵衛から借用しました。しかし私方の経済状態が悪く、利子の支払いが滞りました。そのためこの田畑を売り払い返済にあてようと考えました。ところが適当な人物が見当たらないので債権者の伊兵衛に買い取りを依頼しました。当時私はまだ幼

少でしたので母つやがいろいろ頼みました。伊兵衛の方で買い取ってくれる人物を世話してくれるものと考えているうちに年数がたつてしまいました。田畑を買い取ってくれる人もなく、今では未払い銀が元利合わせて十一貫八百二十匁になっています。私は去年の冬に欠所に相当する上納銀を命じられました。しかしその調達がかなわず、上納銀にかえて家財を納めたいとお願ひし、ご了解をえましたことはありがたく存じております。そうしましたところ、このたび大和屋伊兵衛から私に、この田畑を抵当にいられた証文の負債を返済するよう掛け合がありました。この件はもともと母つやが対応しておりましたが病死しました。私名義の借用証文ではありますが利子が高額となっています。現在売却できるものはなく、先に申しあげましたように債権者の伊兵衛に田畑を引き取ってくれるようご指示いただけましたらありがたく存じます。過日、欠所処分のため私宅の家財をお調べいただいた時にもこの事を申し上げましたが、私に誤解があり不調法をいた

しましたことは弁解の術もございません。どうか、ご高配をたまわり、この願いをお聞き届けいただけますようお願い申し上げます。以上です。

上

安永五年四月

又三郎

御奉行様

おそれながら文書でお願い申し上げます

中船場町に住む大和屋喜兵衛が家守として
管理する借家の住人 大和屋又三郎

一つ、私は去年十二月十五日に町奉行所に呼ばれ、証文を抵当に田中屋又兵衛から借用した銀子の返済が滞り財産没収の指示を受け、銀八百匁を納めるよう命じられました。しかし経済状態が悪くこの銀子を調達することができません。そこで私の家財を没収していただき、その代わりに上納銀を免除して下さること、私はまだ若年で身につけた商売もありませんので河内国若江郡西郡村に

おります従弟で百姓の市郎右衛門のもとに引越しそこから年季奉公に出ることを先月十九日にお願いたしました。家財をお調べの上、欠所分をお取り上げになりました。この家財を保管するよう家主と町内に御指示されています。ところで田安様の御領地である摂津国西成郡本庄村に私名義で家屋付きの田畑が二反四畝三步所有しています。九年前の明和五年四月、この土地を抵当に、私と本庄村の庄屋・年寄が連名で署名捺印した証文を添えて、道修町三丁目の住人大和屋伊兵衛から銀七貫五百匁を借用しました。その後経営状態が悪化し利子も調達できないなりゆきとなりました。この田畑は年貢を納めると手元には何程も残りません。この田畑を譲るので受け取ってくれるよう母つやが債権者の伊兵衛に頼んでおりました。伊兵衛からは「田畑を購入したいと希望する人が現れたとき相談しましょう」という返答がありました。そのうち母つやは病死しました。母と伊兵衛とのやりとりであったため私はこの一件に気づかず、先日の財産調査のときに先ほど申し上げた

お願いをしましてしまい、まったく前後の配慮を欠くこととなつた次第です。お詫び申し上げます。この銀八百匁につきましても大和屋伊兵衛から追加の借用をして町奉行所に御納めします。つきましては恐れ入りますが、先日差し出しました家財を私共にお戻しくださいますようお願い申し上げます。格別のご配慮をたまわり、この願いをお聞き届けいただけましたならば、その寛大なご処置に感謝いたします。以上です。

安永五年四月七日

又三郎

家主

御奉行様

この願いは受理された。後刻呼び出しを受け、この八百匁を上納し、家財は又三郎へ戻された。応対の与力は大塩政之丞様。

おそれながら口上

道修町三丁目

辰巳屋善右衛門
病気のため代理

一つ、淡路町一丁目の加賀屋太右衛門から家屋敷を担保に融資をうけました。その利子銀一貫五百七十匁九分一厘が未払いのため民事訴訟となり、今年正月二十一日に加賀屋が私と保証人で津村中之町にある上村屋九兵衛名義の掛屋敷の家守をつとめています平野屋伊兵衛の二名を町奉行所に訴え出しました。同年二月十八日に双方が出廷し、六十日以内の返済命令を受けました。今日が六十一日目にあたります。ところが加賀屋から家屋敷を担保に借用した金額のうち銀十貫目が未払いのため訴訟なり、去年十二月十八日に加賀屋が私と五人組・町年寄を町奉行所に訴え出しました。同日双方が出廷し百五十日以内の返済命令を受けました。本日はこの返済期間中でございます。そこでお手数をおかけしますが、このことを文書でお知らせします。以上です。

安永五年四月十九日

辰巳屋善右衛門

御奉行様 西

代理

年寄

五人組

持参で集まりなさい。以上。

五月十日

北組惣会所

この件で原告と被告が相談し、御当番所へ出頭したところ、西町奉行様が川崎東照宮へ御参詣中のため、

川浚冥加金を割り当てた用紙が各町に配付された。物書からは、今後は各町へ届けるとの内々の意向が伝えられた。

来る二十二日に出頭するよう指示を受けた。二十二日に出頭したところ、本件の利子の返済期日を元銀の返済期日に合わせる事が申し渡された。

各町から集めた川浚冥加金を今月十三日から北組惣会所で保管する。そのため火の元には十分注意するため、通常の見張り番の他に補助の番人を惣会所に差し出すよう指示があった。なお冥加金の上納を延滞している町には後日連絡する。以上。

今年、小野川才助が勧進元となり相撲を興行するにあたり、席札の購入を各町で世話するよう断り切れない方から依頼された。このことが惣会所で勘定年番町に内々に伝えられた。この町内には席札を二十五枚もってきたが、このうち五枚を買い取り、残りは差し戻した。

五月十三日

北組惣年寄中

年寄印形之廻状

各町の町代に用件があるので、明日十一日五つ時に印鑑

道修町三丁目

置主 小西茂兵衛

銀主 近江屋太右衛門

置主 紙屋吉右衛門

銀主 加賀屋新右衛門

置主 紀伊国屋仁兵衛

銀主 近江屋八右衛門

置主 浅井玄郁

銀主 吉文字屋みを

置主 亀屋小左衛門

銀主 若狭屋茂兵衛

置主 小西半兵衛

銀主 炭屋善右衛門

式口

右の者共に対しては、家屋敷その他を抵当とする借用証文のうち去年八月以後の家賃差配所の奥印がある分の奥印手数料を返却する。については質置主（債務者）から銀

主（債権者）へ早急に連絡し、双方連れだつて明後十七日四つ時に差配所へ印鑑と家賃証文を持参しなさい。当人が病氣ならば代理人を出しなさい。

申年五月十五日 東番所

差配所で証文を見せ、呼び出しの対象者であることを示したところ、差配所のリスト順に呼び出しを受け、割り戻し銀を受け取る。置主・銀主双方が請け取りの捺印をした。

大坂で金貨・銀貨・銭の繋ぎ商売を申請した者がある。この新規の商売が他の業者の支障とならないか、安永元年に町奉行所が関連業種に照会された。十人両替屋ならびに金銭延商売会所の矢野利右衛門からも回答があった。この件で今回、申請者が詳細を記した仕法書を町奉行所に提出した。町奉行所ではこの申請を検討するにあたり、大坂で金銭商売にたずさわる者および諸問屋に照会をおこない、この新規の商売を認めてもよいかを回答するよ

う指示された。そこで各町ごとに金銭商売や諸問屋に確
認をとり、来たる十六日まで宗旨組合ごとにとりま
め、署名捺印して回答しなさい。

なお宗旨組合の中で異なる回答をする町があれば、そ
の町の意見は別紙にして提出しなさい。

おそれながら文書で申し上げます

私が申請しております大坂での正金銀銭繫売買の取
り引き方法について御尋ねがありましたので、以下
に申し上げます。

一つ、大坂では荷受問屋が全国の荷主から送られてくる
商品を預り、問屋や仲買へ売りさばきます。仲買は取
引先に商品を売り渡し、代金を回収して問屋へ支払い
ます。仲買から代金を受け取った問屋は、そこから手
数料を差し引いて荷主に渡すのです。

仲買から代金を受け取らないうちに、荷主の中には
国元に帰るのですぐに商品の清算代金を受け取りたい

と希望する者がいます。または為替に組んで代金を送
ることがあります。どの為替金も月末を支払期日とし
て組んでいます。たとえば、荷主の商品が金千両であ
るとしましょう。また荷受問屋のもとには現金が五百
両あるとします。不足分の五百両は取引先の両替商か
ら借りて千両とし、荷主に渡すことがあります。ある
いは千両を為替に組んで渡す場合もあります。

この時の不足金五百両を問屋が両替屋から借り受け
る際、日数三十日以内に金で返済した場合の利息は、
両替商の株仲間の規定どおり、銀一貫目につき一カ月
銀四分になります。したがって金五百両を借用したと
きの一日の利息は銀十二匁になります。返済期限が十
日ならば元金五百両に利息の銀百二十匁を添えて返済
します。ただし荷受問屋は仲買から商品の代金を銀で
受け取るので、両替屋から借りた金五百両を銀で返済
する決まりです。

大坂には以前から北浜一丁目の両替相場所がありま
す。毎日二度、両替屋仲間が立ち会い、その日の金

銀相場が決まります。たとえば金一両が銀六十二匁のレートであれば、この相場で十日目に五百両の元金と利息を銀建てで返済する内容の文言を借用証文に記載しておきます。こうして返済期限日には問屋から元利が銀建てで返済され、両替商はこれを受け取るわけです。

このとき融資した五百両のうち三百両はその両替屋の手元にあり、不足の二百両は両替屋仲間から借用し、五百両にして問屋へ貸与します。十日目に問屋から銀建てで返済されたなかから仲間の両替屋に返済するのです。この時の銀相場は借り入れ当日の相場である金一両が銀六十二匁のレートで返済することもあり、または十日目の銀相場で返済することもあります。いずれにせよどちらにするかは双方の話し合いで決めます。お互いに帳簿に記録し、規定どおり十日目に返済するのです。

このように両替屋が問屋へ融資する際の不足分を両替屋仲間相互で貸し借りする商慣習を、以前から正金

銀錢繫売買と呼んでまいりました。本両替屋仲間だけでこのような金・銀・銭の貸し借りをするので、元手金がわずかな業者も資金切れで営業を休むことなく両替商売ができ、家業を続けていくことができます。以上です。

月日

願人

本両替仲間
南両替仲間
三郷錢屋

この件はそれぞれ十人両替と仲間行司等にも指示したので、回答は両替商仲間が提出する予定である。念のため町内にも周知させたいので、今日示した申請書の内容を町内の住民に念入りに伝達しなさい。

はばかりながら口上

一つ、大坂で金貨・銀貨・銭の繫ぎ商売を申請した者がおります。去る安永元年、この件で町奉行所が関係業

者に照会しました。十人両替や金銀延売買会所の矢野利右衛門からも回答がありました。今回、申請者が別紙の仕法書を追加提出しました。この申請書の内容が営業の支障とならないかを大坂の金融業者と問屋業者が確認し回答するようご指示がありました。私共の町内で確認しましたが町内一同が「支障はありません」と申しております。この事を書面で申し上げます。以上です。

道修町壹丁目町年寄
天野屋七郎兵衛

同貳丁目町年寄
松本常安

同三丁目町年寄
紙屋吉右衛門

同四丁目町年寄
池田屋九右衛門

同五丁目町年寄
布屋長右衛門

古手町町年寄

北組 惣御年寄中

住吉屋左兵衛

はばかりながら口上

一つ、床髪結一同が困窮し町奉行所の牢屋敷御用を勤めることが困難となりました。この事をご歎願しましたところ、町奉行所で慎重にご検討いただきました。床髪結の者共が内々で借金することはご許可だけませんでした。しかし床髪結仲間の御用である牢屋敷御用人足の経費、一カ月銀一貫三百匁を三郷の町髪結と近在の髪結の者ども約千百五十人から一人あたり銀一匁五分ずつ出してくれるようお願い申し上げた件は、町奉行所を通じて町髪結にお伝えいただき、可否の回答をおこなうようご指示いただき、承知しました。この件を町内の町髪結に申し伝えました。

町髪結はそれぞれ生活が貧しく、月々銀一匁五分ずつ支払うのはとても困難であると推察します。しかし

ながら四年以前の安永二年に書面で申し上げましたように、一カ月一匁ずつ支払うように町髪結に要求しても、三郷の町髪結と近在の髪結から平等に徴収するの
で多人数ですから少しでも負担が軽減すると考えます。

恐れ入りますがこの事をご検討いただけましたらありがたく存じます。なにぶん先ほど申し上げましたとおり、一人につき一匁以上を徴収するのは困難と存じます。もちろん安永二年にお願いしましたように、今後は「床髪結手下」の名称と内々で町髪結らに交付しておりました紙札は廃止します。今後、徴収額は増額をお願いしません。三郷ならびに近在の髪結に均等に割り当てます。その月から各町の町代のもとに床髪結仲間の組頭が徴収銀を受け取りにまわることをお伝え下さるよう、町髪結一同が申しますので、はばかりながら書面で申し上げます。以上です。

申五月十八日

惣御年寄中

右の願書に連名で捺印した三十一町のうち、浜町・

津村東町・同中之町・西之町・平野町三丁目・道修町三丁目・同四丁目・同五丁目・伏見町・呉服町・上人町・大豆葉町・大川町・七郎右衛門町壱丁目、以上の町年寄が連名で捺印。

一つ、今年二月から四月までの十一品諸荷物につき廻船会所へ書面で届け出たほかは、他所・他国の船で江戸に直接輸送した商品は町内で確認しましたが一切ありません。このことを書面で報告します。以上です。

申年五月二十日

道修町三丁目月行司

町年寄 紙屋吉右衛門

北組 惣御年寄中

各町から集めた川浚冥加金を今日十三日より北組惣会所で保管するにあたり、火の元用心のため通常の見張り番の他に補助の番人を惣会所に差し出すよう先日指示が

あった。この冥加金は今日町奉行所へ上納したので、今晩から補助の番人は不要である。このことを周知された。以上。

五月二十二日

北組 惣年寄中

一つ、五月二十一日に若狭屋茂兵衛が家質奥印差配所に呼び出された。この件は船越町から通達があった。

おそれながら口上

石川日向守殿蔵屋敷名代

道修町三丁目

紙屋吉右衛門

一つ、病氣療養中の石川日向守殿は去る十三日に死去されましたので、おそれながら書面でお知らせします。以上です。

安永五年五月二十二日

紙屋吉右衛門

御奉行様

東町奉行所地方役与力牧野平左衛門様が御聞き届け

一つ、八幡屋久右衛門が家守として管理する町内借家の住人福島屋平助はかねてより家宅搜索を受けたのち、町内に御預けの処分をうけていたが、今年の五月晦日に病死した。検使役は松浦助左衛門様・近藤文六様であった。検使の調書は「薬種御吟味御預け人掛り控帳面」に記録記録されている。

但し死骸は南浜村墓所で仮り片付けとなった。

